

熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領

1 試行対象工事等

- ・主たる工種が屋外作業工事を対象とする。
- ・施設機械設備工事等については、主たる工種が屋内作業の場合であっても、空調設備等がなく屋内環境が屋外と同等と認められる場合は対象とすることができる。

2 現場管理費補正の考え方

熱中症対策に資する現場管理費の補正は、次に記載の現場作業期間及び真夏日に基づき行うものとする。

(1) 現場作業期間

- ・工事着手から工事完成日^{*1}までの期間を現場作業期間とする。
- ・ただし、年末年始6日間（原則12月29日から1月3日）、夏季休暇3日間（原則8月13日から8月15日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は、現場作業期間に含めないものとする。

※1 工事完成日は片付けを含む現場作業が完了する日とする。

(2) 真夏日

- ・現場作業期間の内、日最高気温が30度（℃）以上の日又は暑さ指数（WBGT）が日最高25度（℃）以上の日を真夏日とする。
- ・夜間工事の場合は、作業時間帯において、最高気温が30度（℃）以上又は暑さ指数（WBGT）が25度（℃）以上の場合、真夏日とする。
- ・ただし、休工日については、真夏日として計上しないものとする。

(3) 真夏日の確認

- ・施工現場から最寄りの観測所の公表データにより確認することを基本とする。
- ・観測所の公表データは、日最高気温は気象庁の地上気象観測所のデータ、暑さ指数（WBGT）は環境省の観測地点のデータを基本とする。
- ・ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議するものとする。

3 積算方法等

(1) 真夏日率の算出

- ・以下の式により、真夏日率を算出するものとする。
- ・真夏日率は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

$$\text{真夏日率} = \text{現場作業期間における真夏日の日数} \div \text{現場作業期間の日数}$$

(2) 現場管理費の補正

- ・熱中症対策に資する現場管理費の補正は、以下の式により行うものとし、変更

契約において行うものとする。

- ・現場管理費の補正值は、「熱中症対策に資する補正值」と「施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正值」を合算したものとし、合算後の補正值の最高は2%とする。
- ・合算後の補正值(%)は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

$$\text{熱中症対策の補正值(%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数 } 1.2$$

$$\text{合算後の補正值(%)} = \text{熱中症対策の補正值} + \text{その他の補正值}^{※2}$$

※2 積算基準及び標準歩掛における「施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」をさす。

(3) 補正後の現場管理費率の算出

- ・補正後の現場管理費率は、以下の式により算出するものとする。

$$\text{補正後の現場管理費率} = (\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}^{※3}) + \text{合算後の補正值}$$

※3 積算基準及び標準歩掛における「地域補正の補正係数」をさす

(4) 現場管理費の算出

- ・現場管理費は、以下の式により算出するものとする。

$$\text{現場管理費} = \text{対象純工事費} \times \text{補正後の現場管理費率}$$

4 根拠資料の提出

受注者は、工事着手日、工事完成日、年末年始や夏季休暇、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止している期間、真夏日及びその日数、休工日が確認できる資料を作成し、監督員に提出するものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、令和5年8月1日から施行する。